

# 徳島県警察官（サイバー犯罪捜査官A）採用選考試験案内

令和8年7月1日  
徳島県警察本部

徳島県警察官（サイバー犯罪捜査官A）の採用選考試験を次のとおり行います。

受付期間 令和8年7月1日(水)～令和8年8月10日(月)  
第1次試験日 令和8年10月4日(日)  
第1次試験会場 徳島中央警察署（徳島市徳島町1丁目5-2）  
※ 受験者用の駐車場はありませんので、公共の交通機関等を利用してください。

郵送による申込みは、令和8年8月10日までの消印のあるものにより受け付けます。

## 1 採用予定人員及び職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
警察官 (サイバー犯罪捜査官A)	1名	警察本部等において専門的知識及び経験を生かし、サイバー犯罪捜査等の業務に従事します。

## 2 受験資格等

### (1) 資格

#### 次のアからウまでの全ての要件を満たす者

ア 昭和42年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

イ 次の(ア)から(コ)までのいずれかの資格又はこれらに相当する資格を有する者

- (ア) ITストラテジスト
- (イ) システムアーキテクト
- (ウ) プロジェクトマネージャ
- (エ) ネットワークスペシャリスト
- (オ) データベーススペシャリスト
- (カ) エンベデッドシステムスペシャリスト
- (キ) ITサービスマネージャ
- (ク) システム監査技術者
- (ケ) 情報処理安全確保支援士
- (コ) 応用情報技術者

※ 「これらに相当する資格」とは、旧システムアナリスト、旧ソフトウェア開発技術者、旧第一種情報処理技術者、旧情報セキュリティスペシャリスト等をいう。

ウ 情報処理に関する有用な職歴を3年以上有する者

### (2) 身体基準

視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	警察官としての職務遂行に支障がないこと。
その他	警察官として職務遂行に支障のない健全な身体であること。

### (3) その他

日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

### 3 試験の方法及び内容

#### (1) 試験内容（一部変更する場合があります。）

区 分	試験種目	内 容
第 1 次試験	教養試験	大学卒業程度の択一式による筆記試験（警察官として必要な一般的知識及び知能についての試験）
	専門試験	択一式及び記述式による筆記試験（必要な専門的知識についての試験）
	論文試験	表現力等についての記述式による筆記試験
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体基準についての検査
	適性検査	職務遂行に必要な適性面での検査（検査結果は、第2次試験で実施する口述試験の参考とします。）
第 2 次試験	口述試験	人物についての個別面接による試験
	身体精密検査	健康度（胸部、循環器疾患等）についての医学的検査（所定の「身体検査票」の提出を求めます。）

#### (2) 第2次試験の日程等

第2次試験の日程及び試験場所等は、第1次試験の合格者に別途通知します。

### 4 申込手続

#### (1) 申込みの方法

受験申込書に必要な事項を記入し、下記の書類を添付の上、郵送又は持参により**徳島県警察本部警務課人事係**に提出してください。受験申込書を郵送する場合は、封筒に入れ、「申込書同封」と朱書して、簡易書留により、徳島県警察本部警務課人事係宛に送付してください。郵送については、**令和8年8月10日までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

○ 2の(1)のイの資格を有することを証明する書類の写し

9月上旬に第1次試験の集合時間、携行品等について記載した受験要領を郵送します。

なお、9月11日(金)までに「受験要領」が到着しない場合は、電話で警察本部まで問い合わせてください。

#### (2) 写真の貼付

受験申込書には、写真欄の箇所に最近6カ月以内に撮影した本人の写真を貼ってください。

### 5 合格から採用まで

- (1) 第2次試験に合格した者は、徳島県人事委員会の選考を経て、徳島県巡査部長として採用されます。
- (2) 採用は、令和9年4月1日の予定です。

### 6 給与・赴任旅費等

- (1) 初任給は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）等の規定により、職歴等を考慮して決定します。

(例) 大学を卒業し、10年間の情報処理に関する職歴を有する者が32歳で採用になった場合の初任給は、約307,900円です。

- (2) 各種手当として、地域手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されるほか、該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等が支給されます。
- (3) 採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。
- (4) 勤務に必要な被服等が支給されます。

### 7 問い合わせ先及び申込先

〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地1  
徳島県警察本部警務課採用係 TEL (088) 621-2953